

◎新潟県告示第1262号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成27年9月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する指定構造計算適合性判定機関
株式会社 建築構造センター
- 2 変更（新設）する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
長野事務所
長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階
- 3 変更する年月日
平成27年9月24日